

発行：別府市上下水道局
発行部数：4,800部
所在地：〒874-0903 別府市大字別府字野口原3088番27
電話：0977-23-0361（代表）
URL：<http://www.city.beppu.oita.jp/suido>



令和7年4月1日から水道料金・下水道使用料を改定します

別府市の上下水道事業は、水道水の安定供給や生活環境・水環境を保つため、皆様からいただいた上下水道料金により運営されています。

今回の水道料金・下水道使用料の改定は、生活に不可欠な上下水道事業を将来にわたって持続していくために必要なご負担をお願いするものです。

水道料金・下水道使用料改定の背景

別府市の水道料金は平成9年の改定から28年間、下水道使用料は平成16年の改定から21年間維持してきました。これまでの間、業務委託の拡大、組織機構の改編、下水道全体計画区域の見直しなど様々な経営努力を行ってきましたが、更新費用は増加傾向であり、節減だけでは老朽化した上下水道施設の更新が行えなくなります。

今後も安定的な水道水の供給や快適な生活環境を保全する責務を果たすとともに、老朽化した上下水道施設の更新や耐震化を行う財源を確保し、将来世代により多くの負担を先送りしないため今回料金の改定が必要と判断しました。

経営の状況について

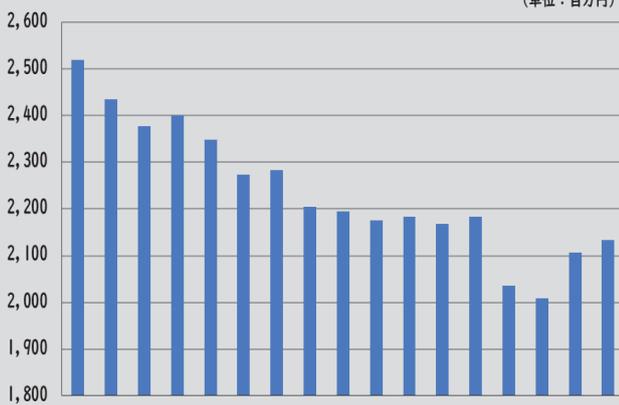
水道事業については、給水人口の減少、節水機器への更新や普及などにより給水収益の増加は見込めない状況にあります。

公共下水道事業の決算は毎年赤字となっており、令和5年度決算での累積欠損金は約7億8千万円になっています。また、汚水処理するための費用を下水道使用料でどの程度賄えているかを表す経費回収率は、令和5年度で87.98%となっており、経費を収入で賄えていない状況が続いています。

水道事業

給水収益の推移

(単位：百万円)



公共下水道事業

収益的収入・収益的支出・純損失の推移

(単位：百万円)



料金改定が必要な理由

人口減少に伴い事業収入が減少している中、老朽化した上下水道施設の更新や大規模な地震に備えるため耐震化などの対策が必要となります。

対策には令和7年度から向こう10年間で水道事業は約151億円、公共下水道事業は約109億円の支出が見込まれています。

また、公共下水道事業は赤字経営から健全な経営へ早急な経営基盤の強化と収支バランスの改善が必要な状況です。



水道料金・下水道使用料改定までの経緯

本市では、今後も安定した事業運営を行っていくため、水道料金等の改定にあたり学識経験者や市内各種団体に属する方々で構成される、「別府市上下水道料金あり方検討委員会」を設置し、水道料金・下水道使用料等のあり方について慎重に審議を行ってまいりました。

その結果、令和7年4月からの水道料金等の改定は妥当であるとの答申をいただき、答申結果をもとに令和6年9月議会へ、条例の一部改正案を提出し、可決されました。



	開催日	審議内容
第1回	令和6年 4月16日	◇諮問 ◇水道事業の概要・経営状況 他
第2回	令和6年 5月10日	◇水道料金のあり方について
第3回	令和6年 5月22日	◇下水道事業の概要・経営状況 ◇県下の状況 他
第4回	令和6年 6月 6日	◇下水道使用料のあり方について
第5回	令和6年 6月28日	◇上下水道料金のあり方について ◇答申に向けて

詳しい答申内容はこちらから⇒



改定料金表

○水道料金【平均改定率:14.23%】

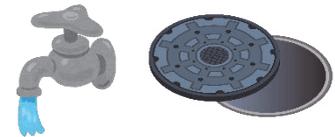
【2ヶ月料金】※税込

給水の用途	使用水量	料金	
		改定前	改定後
普通給水	0㎡～16㎡	2,032円	2,322円
	17㎡～40㎡(1㎡につき)	159円	182円
	41㎡～200㎡(1㎡につき)	198円	226円
	201㎡～(1㎡につき)	248円	283円
市営温泉給水	0㎡～200㎡	13,640円	15,580円
	201㎡～224㎡(1㎡につき)	159円	182円
	225㎡～384㎡(1㎡につき)	198円	226円
区営・地区温泉給水	0㎡～200㎡	6,820円	7,790円
	201㎡～(1㎡につき)	159円	182円
船舶給水	1㎡につき	248円	283円
臨時給水	1㎡につき	248円	283円
地熱発電給水	1㎡につき	176円	201円
公共給水	1㎡につき	128円	146円

○下水道使用料【平均改定率:25.92%】

【2ヶ月料金】※税込

種別	排水量	料金	
		改定前	改定後
一般汚水	0㎡～20㎡	1,876円	2,362円
	21㎡～60㎡(1㎡につき)	122円	154円
	61㎡～100㎡(1㎡につき)	135円	170円
	101㎡～1000㎡(1㎡につき)	165円	207円
	1001㎡～(1㎡につき)	182円	229円
井戸汚水(水道水併用)	1世帯5人まで	750円	942円
	1人増すごとに	160円	202円
井戸汚水(井戸水専用)	1人につき	1,140円	1,436円
	1人増すごとに	716円	902円
温泉汚水	1㎡につき	14円	18円



改定による差額について

○現行料金と改定料金の差額(影響額)はつぎのとおりです。

水道料金		【2ヶ月料金：1世帯で計算】				
使用水量	10㎡	20㎡	50㎡	100㎡	500㎡	
イメージ						
現行料金	2,032円	2,668円	7,828円	17,728円	111,928円	
改定後	2,322円 (+290円)	3,050円 (+382円)	8,950円 (+1,122円)	20,250円 (+2,522円)	127,750円 (+15,822円)	

下水道使用料		【2ヶ月料金：1世帯で計算】				
汚水排水量	10㎡	20㎡	50㎡	100㎡	500㎡	
イメージ						
現行使用料	1,870円	1,870円	5,530円	12,150円	78,150円	
改定後	2,362円 (+492円)	2,362円 (+492円)	6,982円 (+1,452円)	15,322円 (+3,172円)	98,122円 (+19,972円)	

改定の時期について

令和7年3月31日以前から継続して使用している場合、料金改定後初めての検針は現行料金を適用し、2回目以降の検針分について新料金を適用します。

引っ越し等により、令和7年4月1日以降に使用開始した場合、初めての検針から新料金が適用されます。

改定日：4月1日

★：検針日

検針月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
偶数月	★ 現行料金		★ 新料金		★ 新料金	
奇数月		★ 現行料金		★ 新料金		★ 新料金

上下水道料金早見表 (1世帯：2ヶ月料金)

【上段；水道料金（普通給水）・中段；下水道使用料（一般汚水）・下段；合計額（税込）】

一位	0	一	二	三	四	五	六	七	八	九
0	2,322	2,322	2,322	2,322	2,322	2,322	2,322	2,322	2,322	2,322
	2,362	2,362	2,362	2,362	2,362	2,362	2,362	2,362	2,362	2,362
	4,684	4,684	4,684	4,684	4,684	4,684	4,684	4,684	4,684	4,684
10	2,322	2,322	2,322	2,322	2,322	2,322	2,322	2,504	2,686	2,868
	2,362	2,362	2,362	2,362	2,362	2,362	2,362	2,362	2,362	2,362
	4,684	4,684	4,684	4,684	4,684	4,684	4,684	4,866	5,048	5,230
20	3,050	3,232	3,414	3,596	3,778	3,960	4,142	4,324	4,506	4,688
	2,362	2,516	2,670	2,824	2,978	3,132	3,286	3,440	3,594	3,748
	5,412	5,748	6,084	6,420	6,756	7,092	7,428	7,764	8,100	8,436
30	4,870	5,052	5,234	5,416	5,598	5,780	5,962	6,144	6,326	6,508
	3,902	4,056	4,210	4,364	4,518	4,672	4,826	4,980	5,134	5,288
	8,772	9,108	9,444	9,780	10,116	10,452	10,788	11,124	11,460	11,796
40	6,690	6,916	7,142	7,368	7,594	7,820	8,046	8,272	8,498	8,724
	5,442	5,596	5,750	5,904	6,058	6,212	6,366	6,520	6,674	6,828
	12,132	12,512	12,892	13,272	13,652	14,032	14,412	14,792	15,172	15,552
50	8,950	9,176	9,402	9,628	9,854	10,080	10,306	10,532	10,758	10,984
	6,982	7,136	7,290	7,444	7,598	7,752	7,906	8,060	8,214	8,368
	15,932	16,312	16,692	17,072	17,452	17,832	18,212	18,592	18,972	19,352

○ 上記以外の使用水量での料金は、上下水道局ホームページにてご確認ください。下記の電話番号へお問い合わせください。



●料金改定に関する問い合わせ 水道料金 ☎ 0977-23-0361 (営業課)
下水道使用料 ☎ 0977-21-1486 (下水道課)

